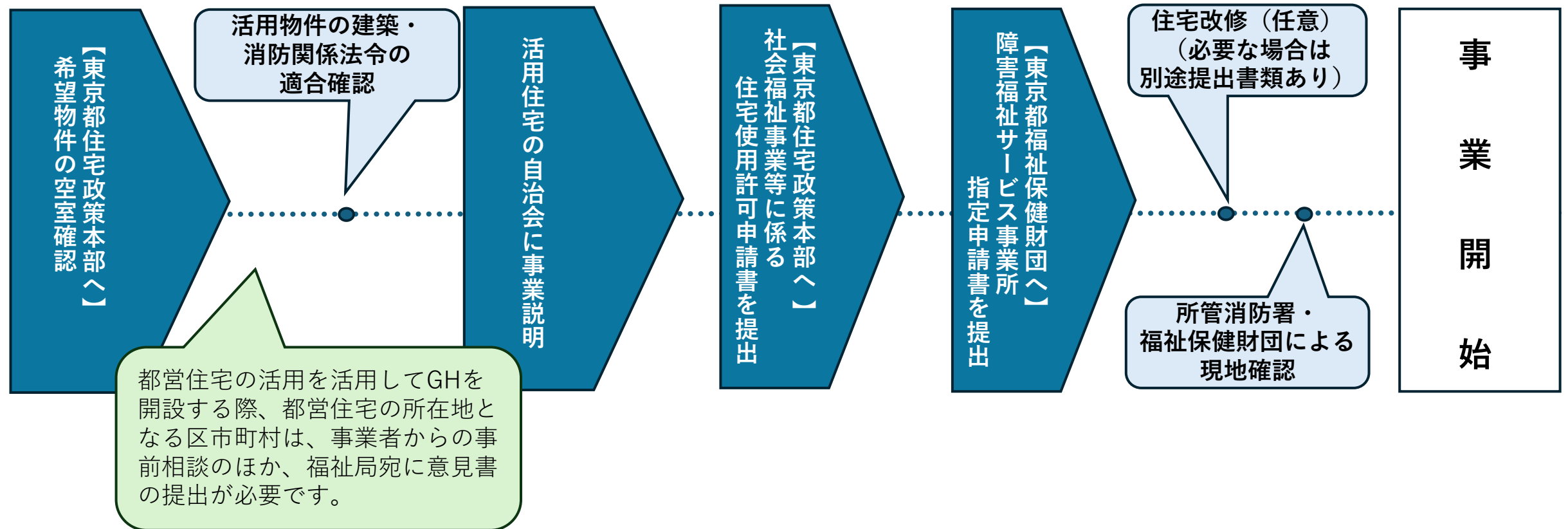


都営住宅を活用したグループホーム（GH）の開設フロー

都営住宅を活用したGHを開設する場合は、GHとしての障害福祉サービス等事業者指定申請のほか、都営住宅の「社会福祉事業等に係る住宅使用許可申請書」の提出が必要です。

※「社会福祉事業等に係る住宅使用許可申請書」は、毎年度の申請が必要です。使用許可日から家賃が発生します。



【参考】

（住宅政策本部HP） https://www.juutakuseisaku.metro.tokyo.lg.jp/toei_jutaku/kanri/toei_grouphome

（福祉局HP） <https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/shougai/jigyo/ghsetsume>

グループホーム事業者の皆様へ
都営住宅を活用したグループホームの開設について

グループホームを開設する際、都営住宅の空き室を活用することができます。

主な関係所管は下記のとおりです。（令和7年12月時点）

（1）都営住宅の空き状況について

住宅政策本部都営住宅経営部経営企画課管理企画担当

電話：03-5320-4972

●都営住宅の空室状況について

https://www.toei_jutaku-online.metro.tokyo.lg.jp/bosyu/#/BC005

検索条件の募集の種類を「随時募集（先着順）」にし、希望の条件で検索

※上記HPをご確認の上、実際の活用の可否については、住宅政策本部に直接ご連絡ください。

●都営住宅の一覧について

https://www.juutakuseisaku.metro.tokyo.lg.jp/toei_jutaku/kanri/toeidanchi

（2）開設にあたっての手続きについて

①福祉局障害者施策推進部地域生活支援課居住支援担当

●グループホーム説明会資料（設備等基準）について

<https://www.shougai Fukushima.metro.tokyo.lg.jp/Lib/LibDspList.php?catid=015-004>

②物件所在地の区市町村（福祉所管課）

※空き住戸がグループホームとしての基準を満たしているか確認の上、ご相談ください。